

●香川県監査委員公表第37号

平成19年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、香川県知事及び香川県公安委員会委員長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

平成20年12月26日

香川県監査委員 平 木 享
同 水 本 勝 規
同 鍋 嶋 明 人
同 野 田 峻 司

包括外部監査の結果に対する措置状況

1 持続可能な県民生活（安全・安心）

区 分	項 目	指摘内容（要約）	講じた措置等
県債の管理	県債削減に向けた明確な取り組み姿勢	県が取り組もうとしている「新たな財政再建方策」についても検討してきたが、県債の償還の繰り延べなどの方策も取らざるを得ない状況にあるのはやむを得ない事実として、それでも県民に対し、県債の残高目標などを明確化した財政再建目標を公表し、県財政の持続性確保の前提となる県債削減に向けた明確な取り組み姿勢を打ち出す必要がある。	平成19年11月に策定・公表した「新たな財政再建方策」において、臨時財政対策債の発行額が、平成18年度及び19年度の平均減額率で推移したと仮定すれば、県債残高が、平成20年度をピークに平成21年度から減少するよう県債発行を抑制することとしているが、平成20年度当初予算編成において、国により、「地方再生対策費」による財源確保が、臨時財政対策債により行われたため、臨時財政対策債が、平成19年度及び「新たな財政再建方策」より増加したことに伴い、平成21年度から県債残高が減少することは困難となった。 「地方再生対策費」による財源確保は、平成21年度まで臨時財政対策債により行われるため、その発行額を20年度の50%とするなど、一定の仮定の下での試算では、県債残高は、平成22年度から減少する見込みである。
	県債管理の条	具体的な県債管理に関し、市中銀	平成20年5月に、平成19年

	件設定の透明化	行からの調達については、今後のさらなる市場化への展開を促進する見地から、入札方式の導入などによる条件設定の透明化を推進する必要がある。	度債の一部について、借入条件を公表し、最も借入条件の良い金融機関から借入を行うことによる見積合わせで資金調達を実施した。
人権・同和政策	人権・同和関連施策の必要性や実施内容等の再検討	同和対策事業が、地対財特法失効後、二度の見直しの結果、大きく削減されたことは評価するが、一方では、一般対策へ移行したとはいえ、隣保館運営費補助事業等の人権・同和問題にかかる予算額は、依然として大きいものといえる。そこで、改めて人権・同和関連施策の必要性や実施内容等の再検討が必要である。	人権・同和政策協議会において、施策の必要性や実施内容等について検討を行い、その答申に基づき施策の見直しを行ってきており、今後についても見直しを行うこととしている。
	地区改善委託事業の内容の把握	平成16年度までは、地区改善委託事業がどのように実施されたかが任意の資料や聞き取り等で確認していたとのことであったが、実績が客観的に確認出来る報告書を求めないまま、継続して随意契約による委託が行われる状況にあった。また、相談・支援事業を実施した結果、改善したという報告割合が低いので、その原因等を報告させた上で、改善を求めるべきである。	平成20年度より要綱を改正し、地区の状況がより把握できる報告書に内容を改め、未解決の原因等の報告を受けるように対処した。その上で、今後の改善策等を検討していく。
	地区改善委託事業費の適正化	地区改善委託事業を本来香川県が行わなければならないところを、民間運動団体に事業委託をせざるを得ないとして、その事業のために必要な人件費を委託費の中から支払うべきことは当然であるとしても、委託事業の内容及びその指導回数・件数と職員数との関連が明らかになっていない。	残された課題の解決のために、地区就労支援・指導事業など地区住民の自立意欲の向上に向けた委託事業は必要であり、そのためには専任職員はかかせない人員である。平成22年度までに事業の内容など委託事業のあり方について検討する。
	補助金交付団体の財務状況	補助支出の公益性が検証可能となるよう、補助金交付団体の財務状況を把握できる要綱・契約とするべきである。	補助金交付団体の財務状況を把握する。
治安と警察	警備派出所の施設管理上の	警備派出所は、いずれも元は交番であったが、交番の再編合理化の過	田町警備派出所は、田町・南新町・常磐町商店街の中心

問題	<p>程で、警察官が常駐しない警備派出所になったもので、現状では警察官が常駐しておらず、建物を空けたままにしているため、治安維持の効果もなく、逆に不審者の侵入や、放火、器物損壊等の危険が存在するなど施設管理上の問題を有している。</p>	<p>に位置し、警備上特に必要があることから現状のまま存続させ、近接する交番等の地域警察官による駐留及び立寄り警戒により運用するものとする。</p> <p>他の4警備派出所は平成20年4月1日付で廃止した。</p>
捜査費の精算方法	<p>捜査費の月次精算は、事務手続上、年度途中で資金がショートしてしまう可能性がある。また、資金をショートさせないように毎月月初に余分の資金を準備しておかなければいけなくなる。加えて、捜査費を執行する捜査員も決裁者も毎月月末に捜査費の精算をしなくてはならないという事務手続上の煩雑さが生ずる。</p> <p>さらに、中四国他県の大部分が年次精算にしていることとの比較からも、年次精算にするべきである。</p> <p>現行制度では、当月の執行見込額が少ないと見込まれる場合においても当月分の執行残額の戻入に先立ち翌月分の支出負担行為（支払準備）を行う必要があることから翌月初めにおいては、当月分の残額と翌月分の執行見込額を捜査費執行所属の全てで保管している状況となっており、非合理的な執行となっている。他県警の多くが実施しているように、当月の捜査費執行残額を保留したまま翌月の不足額分について資金前渡を受け、年度終了後に執行残額を戻入する方法に改めることにより、効率的予算執行が可能になり、予算と執行の乖離が少なくなる。</p>	<p>平成20年4月から会計規則を改正して、捜査費の精算方法を月次精算から年次精算に変更した。</p>
捜査諸雑費の限度額の徹底	<p>捜査諸雑費は、1件当たりの執行額は原則として概ね3,000円（消費税を含んだ金額）以内を基準とするところ、3,000円を超</p>	<p>捜査幹部及び捜査員に対して、各種会議、研修等を活用して捜査諸雑費1件当たりの執行限度額を遵守するよう指</p>

	<p>えた捜査諸雑費の支出が相当数見られた。</p> <p>なお、捜査諸雑費は、「概ね3,000円」とされ、もともと捜査員の判断で支出できる簡易な経費であるから、「概ね」の意味もせいぜい消費税を加えた3,150円ぐらいの金額にとどまると解するべきである。</p> <p>香川県警は、捜査諸雑費を現場捜査員に指導教養する中で、1件当たりの執行額を、原則として3,000円以内の使用とすることを徹底し、結果的にやむを得ず3,000円を若干超えて執行せざるを得なかった場合にそれを救済するという意味で「概ね」を捉えるべきであると考えている。</p>	<p>導教養の徹底を図った。</p>
巡回連絡実施要綱の見直し	<p>巡回連絡実施要領は、概ね年間1回以上を基準として巡回連絡をすることとされているが、全体の実施率は21.6%に過ぎず、20%を下回っている警察署は、全13警察署中、観音寺署(12.2%)、高松南署(12.6%)、丸亀署(14%)、善通寺署(14.4%)、高松北署(17.7%)、坂出署(18.2%)の都市部6署が存在しているので、巡回連絡実施要領は事実上空文化している。</p> <p>巡回連絡実施要領は、平成8年6月1日付けであり、その後、街頭犯罪の増加、警察安全相談の増加等地域警察官の仕事は増加しているので、巡回連絡を年間1回以上実施することは、地域によって事実上困難である。</p> <p>コンプライアンスの観点からは、現状とかけ離れている要領自体を存続させておくことは、不適切であると考えられる。</p>	<p>今後は、地域警察業務の見直し及び更なる事務の合理化を図るとともに、実施にあっても犯罪多発地域、賃貸住宅等の管理人、自治会長等重点地域及び対象を設定する等により、実施時間と従事員を確保し、巡回連絡実施基準をクリアするよう効率的な運用を進める。</p>
留置施設の満杯への対応	<p>留置施設使用率が7割から8割に達した時点で、留置施設は事実上飽</p>	<p>平成20年度末完成する高松南警察署の留置施設の充実に</p>

		和状態になってしまうので、事実上満杯状態であり、何らかの対応が必要である。	よって、収容能力の拡大が図られる。さらに警察署再編整備の中で拡充等について検討を進める。
水関連政策	水利台帳の整備	河川法上の記載要件7は台帳には記載されておらず、図面も作成されておらず、対応が必要である。	河川法施行令第6条の規定に基づく要件を備えた水利台帳に改める。
	占用許可の更新への事前周知	占用許可の更新が占用許可期間内に行われていないものがあり、今後の更新には、事前周知など何らかの対策が必要である。	占用許可期間内に的確に更新をするために、許可期限が近づいているものについては申請者に対し事前に通知するとともに、水利台帳を整備し適正な管理を行う。
	慣行水利の届出書の適切な管理	調査した土木事務所では、慣行水利に関する届出書の有無が確認できず、適切な管理が必要な状況である。	各土木事務所には届出者、取水河川名等を記載した慣行水利に関する届出書の一覧表を備え、届出書の有無を確認できるようにした。
	有形固定資産の台帳と現物との照合	有形固定資産は年次程度に台帳と現物との照合により、現物の有無、使用状況（遊休資産になっていないか）等の確認を行い、照合結果を決算数値に反映させる必要がある。	現在、固定資産台帳と現物との照合作業とともに、使用状況の確認も行っている。その結果を平成20年度決算に反映させることとした。
	長期滞留資産	建設仮勘定の中に、過年度に費用化されるべきであった可能性が大きいものが残されており、適切な管理が必要である。	建設仮勘定における資産の現状確認を行い、必要に応じて修正を行うこととした。
	償却台帳と決算資料の照合	<ul style="list-style-type: none"> ・入力時の検証 システムに入力する際に、入力票を作成し、入力結果と必ず照合し、入力票綴りも保管するなど、入力の正確性を高め、それを後日検証できるシステム設計が必要である。 ・決算時の照合 決算時には確定した固定資産償却台帳と決算書類の照合を行い、一致していることを確認し、確認したことを文書又は償却システム上に残す必要がある。 照合された償却台帳は、照合され 	<ul style="list-style-type: none"> ・入力時の検証 決算調製にて作成する取得資産一覧表に基づいて固定資産システムに入力し、取得資産一覧表は適正に保管することとした。 ・決算時の照合 平成19年度の外部監査における指摘を踏まえ、取得資産一覧表と固定資産システム帳票、決算書類の照合を行い、入力誤りが発生しないようにしている。照合結果について

	<p>た状況で再出力が可能ないようにシステム上で保存されるか、出力して保存する必要がある。</p> <p>・現在の差異</p> <p>発見された固定資産台帳と決算書類との間の差異の内容に応じ、償却台帳の修正又は決算数値への反映が必要である。</p>	<p>は適正に保管している。</p> <p>・現在の差異</p> <p>平成20年度中に固定資産台帳と現物との照合を終え、その結果を平成20年度決算に反映させることとした。</p>
天神前分庁舎の償却費	<p>天神前分庁舎の償却費について、工業用水道事業の負担がゼロになっているが、一定比率での按分が必要と思われる。</p>	<p>平成20年度決算において、天神前分庁舎施設利用権について修正を行うとともに、工業用水道事業会計においても減価償却を行うこととした。</p>